

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路占用料の減免		
根拠法令及び条項	那覇市道路占用料徴収条例第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙参照		
審査基準 設定年月日	昭和41年7月10日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(書類が窓口には到達してから原則14～21日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成10年8月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(占用料の減免)

第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。
- (2) 道路に出入する通路を設けるために必要な道端、^{のり}法敷又は側溝上を占用し、無料で常時一般の通行の用に供するとき。
- (3) 地先から雨水又は汚水を溝等に排出するために、必要な排水管の埋設のために占用するとき。
- (4) 宅地の前から道路に出入する通路の設置のために、^{のり}法敷を占用するとき。
ただし、通路の幅(道路に沿う長さ)4メートル以上のものを除く。
- (5) 水道管及びガス管の各戸引込み管の設置のために占用するとき。
- (6) 恒例による祭典その他行事のために臨時に占用するとき。
- (7) 街路灯又は防犯灯設置のために占用するとき。
- (8) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。